

令和5年10月案内分から亀山市国民健康保険高額療養費の支給申請手続きの簡素化(自動振込)を開始します

亀山市国民健康保険被保険者の高額療養費の支給手続きは、これまで該当する月ごとに支給申請書を提出する必要がありましたが、被保険者の負担を軽減するため、翌月以降も高額療養費の支給がある場合、簡素化の手続きを行っていただくことで、自動的に指定口座への振り込みが可能となります。

対象者 亀山市国民健康保険の被保険者の属する世帯の世帯主であって、国民健康保険税の滞納がない人

開始月 令和5年10月案内分(8月診療分)から ※7月診療分までは簡素化の対象外

申出方法 高額療養費の支給申請を行う際に、必ず国民健康保険高額療養費支給申請手続簡素化申出書兼同意書を国民健康保険グループへ提出してください。

簡素化の停止 次のいずれかの項目に該当すると、簡素化が停止になります。

- ▷対象者でなくなった場合
- ▷指定した金融機関の口座に入金ができなかった場合
- ▷申出内容に偽り、その他不正があった場合 など



亀山市国民健康保険加入者(40歳～74歳)で、勤務先や個人で健康診断や人間ドックを受けた人は、健診結果の提供にご協力ください

提供いただいた健診結果は、生活習慣病の重症化予防や健康増進に必要な施策などに活用しますので、ぜひご協力ください。なお、提供いただいた人には、お礼としてQUOカード(500円分)を贈呈します。提供いただいた健診結果は、秘密を厳守して利用目的のみに使用し、第三者に提供することはありません。

対象者 次のすべてに該当する人

- ①令和5年4月1日～令和6年3月31日に勤務先等で健診を受診した人(自費で人間ドックを受診した人も含む)
- ②健診受診日時点で年齢が40歳～74歳の亀山市国民健康保険に加入していた人
- ③令和5年度の亀山市国民健康保険の特定健康診査または人間ドックを受診していない人
- ④国民健康保険税の滞納がない世帯に属する人

提供期限 令和6年5月31日(金)

健診結果に記載が必要な項目

基本情報	1) 受診者名 2) 受診日 3) 健診機関名 4) 健診を実施した医師名		
身体計測	5) 身長 6) 体重 7) 腹囲		
血圧測定	8) 最高血圧 9) 最低血圧		
血液検査	脂質	10) 中性脂肪 11) HDLコレステロール 12) LDLコレステロール	
	肝機能	13) GOT (AST) 14) GPT (ALT) 15) γ -GT (γ -GTP)	
	血糖	16) 空腹時血糖 または HbA1c	
尿検査	17) 尿糖 18) 尿蛋白		
診察結果	19) 医師による所見(判定)		

必要書類

- ①健診結果提供に関する同意書
- ②健診結果の写し
- ③質問票
- ④令和5年度亀山市特定健康診査受診券(手元にある人のみ)

「①同意書」および「③質問票」は、市民課国民健康保険グループで配布しています。
(市ホームページからもダウンロード可)

提供方法

必要書類を市民課国民健康保険グループ(〒519-0195 本丸町577)へ持参または郵送してください。QUOカードは、内容を確認した後、郵送します。

問合せ先 市民課国民健康保険グループ (☎84-5006)